

【原案①】

提言全体を以下の順で三部構成としました。

- 1部 「自治の基本原則を定める条例（通称「自治基本条例」）」の策定を提言するに至った経緯
 - ① 時代背景
 - ② 自治基本条例の必要性
 - ③ 自治基本条例とは

- 2部 「自治基本条例」をどのように策定していったらいいのか
 - ① 誰が
 - ② どのように策定していくか
 - ③ 市職員・議会との関わり方
 - ④ 関係組織との関わり方
 - ⑤ 策定年間計画案

- 3部 その他策定にあたって重要とされること
 - ① 条例の名称について
 - ② 市民検討組織と市との関係について
 - ③ 市民検討組織の公募にあたり気をつけることについて
 - ④ PRについて

【原案①】

1 「自治の基本原則を定める条例（通称『自治基本条例』）」の策定を提言するに至った経緯

①時代背景

平成12年4月1日地方分権一括法の施行



求められる自主・自立による自治体運営

②自治基本条例の必要性

市民（大学 企業 NPOを含む）・行政・議会の協働の必要性 市民参加の重要性 市民一人ひとりが考え自ら行動することが求められてきた

自己決定 発言と行動に対する自己責任 地域の課題は地域で解決 効率的で持続可能な行政経営

新しい公共の担い手の出現（⇒互いに補完しあう協働）



協働するためのルール作り（行政自治⇒市民自治）

③自治基本条例とは

市民の権利保障や制度保障といった自治実現の基本を定める。

最高法規 →すべての条例がこれに適合するように制定・改正される
制定後は、時代の状況に応じて見直しが必要

（参考文例）

平成12年の地方分権改革以降、国と地方自治体との関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は大きくなりました。

これに伴い、「地域のことは地域で決める」自己決定・自己責任の重さも増え、各自治体は画一的で均等な運営から、地域の実情に合わせた独自性を持った自治体運営が求められるようになりました。

また、市民ニーズの多様化は、従来の公共サービスの担い手である行政だけでなく、NPOや市民活動団体による、専門的な新しい公共サービスの提供を求めています。

このような状況の中、市民・行政・議会の役割、自治体経営における市民等の参加や情報共有など、これからの自治の基本となることを定める必要性が生まれてきました。

この自治の基本原則を定める条例には、市民、行政、議会といった自治主体の権利や責務を定めるほか、行政運営上掲げるべき理念、それを担保する制度、情報公開条例や個人

保護条例などへの委任規定を設ける必要があります。

そして、基本原則を定めるという性質から、数ある自治体の法規の中でも最高規範として位置づけ、この条例を頂点とした法体制を順次整えていかななくてはなりません。

さらに、この条例は制定することが目的なのではなく、この自治の基本原則をよりどころとしながら市民のみなさんが行政・議会と協力して住みよいまちづくりに積極的に参加していくことが期待されています。

それには、日々刻々と変わる社会情勢と照らし合わせて条例の見直しを定期的に行うことで、実際の市民参加を促しやすいような柔軟性をもたせることも必要となってくるでしょう。

2 「自治基本条例」をどのように策定していったらいいのか

①誰が→公募による市民主体の検討組織

- 検討組織の対象→外国籍を含む高校生以上の在住・在学・在勤・在活動者

- ・ 自治を考えるとという内容から年齢は高校生以上が望ましい。
- ・ 市民のみならず、在勤・在学・在活動に絞って市外の人々の視点を取り入れる。
- ・ ふじみ野市在住の外国籍の人は、日本人の配偶者等や日系人が多く、定住性が強い為、住民としてとらえて問題がないと思われる。
- ・ 最低必要人数は約30人
- ・ 中学生以下のこどもの意見の取り入れ方→作文・絵のコンクールワークショップ 勉強会（将来を担う子供たちがまちづくりについて考える機会を持つことは大切であり定着しやすい。）

- 検討組織の作り方→定数制限なしの公募制とする。

- ・ 公募をすることで、まちづくりに意欲的な人が集まるはず。
- ・ ふじみ野市のまちづくりに熱意のある人なら定数制限を設けることなくたくさん集まってもらいたい。唯一の条件は、徹底的に議論をして策定していくことに参加できること。
- ・ 公募制はとりながらも、集まる人の分野や団体に偏りがでないように、かつ経験者や有識者が参加できるように働きかけは必要となってくる。

● 検討組織の構成

・ 市民検討組織内の部会構成（例）

全体会議・・・全員参加の意思決定組織

運営委員会・・・各部会からの代表で構成される組織の運営調整機
関

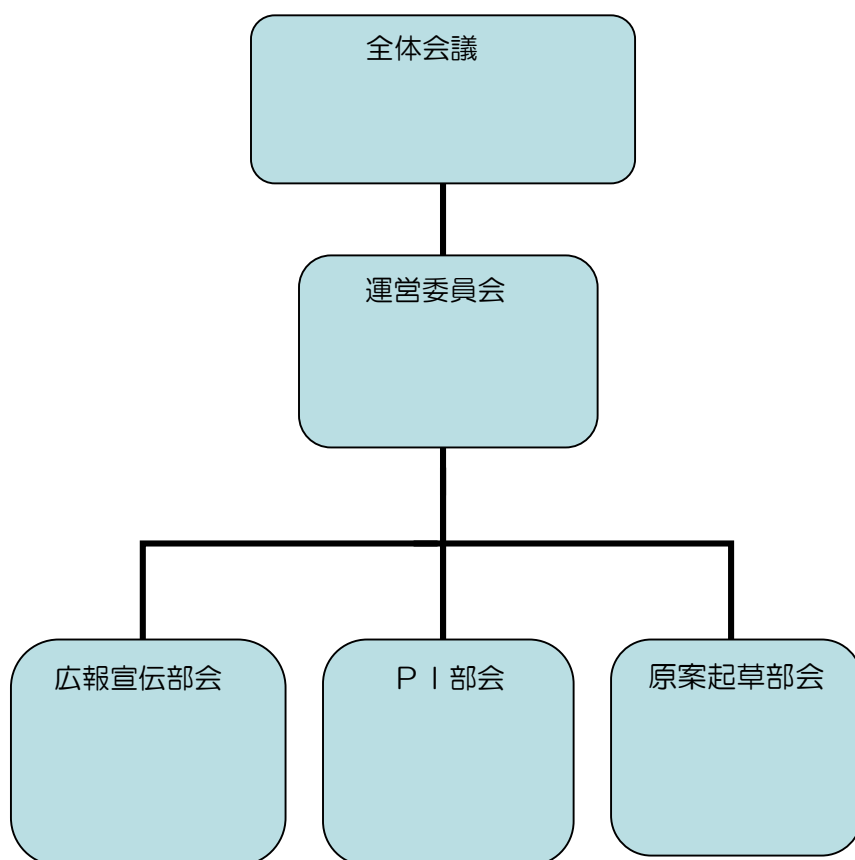
広報宣伝部会・・・条例策定に関する広報宣伝を担当

PI 部会・・・市民対話集会やフォーラムなどを開催し市民の意
見収集を担当

原案起草部会・・・集められた市民の意見のまとめと原案作成を担
当

※ 部会の下にチームを作るなど、検討組織で柔軟に対応できる体
制を決める。

組織のイメージ



- ・ 専門的、客観的立場から原案の内容を講評できる組織の必要性（審議会など）

原案は、市民の意見を取り込みながら、市民によって構成された検討組織により策定されていく方法をとるため、その内容は市民の意見が十分反映されたものになることが想定されている。

しかし、市民全体の視点から見たときに、その内容に極端な偏りが無いか、また専門的観点から問題は無いのかという客観的な講評を仰ぐ余地を設けることも必要と考える。

労力をかけて市民が作った原案の趣旨を変えることの無いように配慮しつつ、本当の意味で市民目線での内容が盛り込まれているのかを確認するためにも、専門的、客観的立場から原案の内容を講評できる組織（審議会など）を関与させる余地が必要である。

②どのように策定していくか→市民の意見を広く取り込む方法（PI）で条例原案まで策定する。

※PIとは・・・計画の策定にあたり、広く市民に意見を聞き、計画に反映させる市民参加の方法。アイデアを集めるという段階から調整し、完成に至るまでの裾野の広い市民からの意見の集め方のこと。

・条例原案まで→市民の意識によって決めるべきではあるが、市民自治の基本を定めた条例であるので原案まで策定することを求めたい。

●PIで意見を聴取する対象例

学校（小・中・高・大・専）、公園愛護会、商工会、商店会、市民活動団体やNPO（福祉〔障がい者・高齢者〕、社会教育〔社会・文化・スポーツ〕、男女共同参画、国際交流などの分野）、子育て世代、農業関係者、企業、環境、市職員、市議会議員、無作為抽出による市民

●PIの方法例

イベント（シンポジウム フォーラム）

メールマガジンで周知し意見を吸い上げる。

広報で募集して集まって話し合う。

こちらから出かけて行って意見を聴取する（出前講座 インタビュー）

街頭キャンペーン

無作為抽出による市民参加（川口市 飯能市で活用）タウンミーティングを利用する。

・市民の思いをたくさん出してもらおう。

・PIの目的をしっかりとて、集める意見の目標値を定める。意見交換会を運営するためのスキルを学ぶため、検討組織の委員も勉強が必要。

③市職員・議会との関わり方

・市の職員にサポートしてもらおうという意識はない。

・市職員も市民も対等に話し合いたい。

・専門知識をもった職員と色々な分野で活躍し色々な意見や思いを持つ市民が一緒にかかわることによっていい意見が出てくる。

・職員も協働についてはまだまだ不慣れ。勉強が必要。

- ・ 市は、市民検討組織を支え関係組織との連絡調整をはかる事務局と、市民検討組織の立ち上がりから一体となって条例策定に参加する職員組織を設置する。
- ・ 職員組織については、公募と推薦を取り合わせて市職員を選出する。対象は、策定後の条例に関わりをもつと思われる階層の市職員から、市民検討組織：職員組織＝2：1となるような人数で選出することが望ましい。
- ・ 職員組織は、市職員という専門的な視点を忘れずに、市民検討組織と一体となって条例策定に参加するよう努める。
- ・ 市民を代表する議会に関する条例項目の定め方や、議会の条例策定への関わり方には様々な方法があるため、相互連絡や調整を図ったうえで最良の方法を採用していく。

- ④関係組織との関わり方 【別紙】
 ⑤策定年間計画案 【別紙】

3 その他策定にあたって重要とされること

① 条例の名称について

当初 市民検討組織が立ち上がってから決定すればよい という議論があった。

↓

正確な名称がないと正確な意見を集めにくいのではないかという方向になった。

また旗印としての名称が決定しないと PR 活動にも支障がでる との懸念あり。

↓

準備組織で条例の名称を決定する必要あり。

※「まちづくり」では都市計画と混同される。自治基本条例ではイメージがかたくなるので、サブタイトル、キャッチフレーズ、キャラクターを作って親しみやすさを持たせたらどうか。

② 市民検討組織と市との関係について→「対等」

市民検討組織については、従来のように定められた要綱の中で運営さ

れるより、市とパートナーシップ協定を結び、条例策定においては市と対等であることを確認した上で活動をするという形が望ましい。

※ パートナーシップ協定とは・・・条例策定における市民検討組織の役割、市の役割、さらに策定された条例原案の取り扱いについて定めたもの。

↓

具体的には、市民検討組織が立ち上がってから協定の内容を調整しつつ策定していく。

③市民検討組織の公募にあたり気をつけることについて→PRが重要

- ・完全公募は弊害があったり時間もかかることではあるが、理想型であり、市民を信頼して問題に向かっていく方法である。
- ・丁寧にやらないと応募が集まらないので、PRやはたらきかけが重視される。
- ・事前に条例の必要性を周知することが大切。
- ・意識はあっても自分たちでまちづくりをしようというところまでなかなかいかないことが多い。
- ・メンバーに偏りがでないよう、様々な分野にはたらきかけることが必要。
- ・場合によっては助言者になれる人などを推薦することも必要か。

④PRについて

● PRの方法例

・ 市民向け

市報 懸垂幕 横断幕 市ホームページ 市広報板

フォーラム

イベント（各種総会 おおい祭りや上福岡七夕まつりなど）や街頭でのチラシ配布 のぼり（常設およびチラシ配布時使用）など

・ 職員向け

全庁説明会 など

● PRの時期

平成22年4月～6月（準備段階）・・・各団体の総会等でチラシ配布
7月～10月（募集期間）・・・啓発物資（ウェットティッシュ
クリアファイル）の配布
11月～条例策定まで・・・市民検討組織の活動内容を常時
発信していく。

●気をつけたいこと

- ・（検討組織の募集までには）広報期間が短いため、より効果的な方法を考えていく。
- ・写真、イラスト、キャッチフレーズをたくさん使う。
- ・キャラクターを公募する。（自分たちで考えることが大事。）
- ・（職員へのPRについては）今後、市全体の分野に関わっていくことであるため、条例の必要性や位置づけなどを職員がしっかり把握しておくことが不可欠。

【原案②】・・・(検討組織立ち上げ前と後で章立てをわけた方法)

提言全体を以下の順で三部構成としました。

- 1部 「自治の基本を定める条例（通称「自治基本条例」）」の策定を提言するに至った理由
 - ① 時代背景
 - ② 自治基本条例の必要性
 - ③ 自治基本条例とは

- 2部 市民検討組織を立ち上げる前までに重要とされること
 - ① 誰が策定するか
 - ② 市民検討組織の公募にあたり気をつけること

- 3部 市民検討組織が立ち上がってから重要となってくること
 - ① 市民検討組織の構成について
 - ② どのように策定していくか
 - ③ 市職員・議会との関わり方
 - ④ 関係組織との関わり方
 - ⑤ 策定年間計画案
 - ⑥ 条例の名称について
 - ⑦ 市民検討組織と市との関係について
 - ⑧ PRについて

【原案②】

1 「自治の基本原則を定める条例（通称『自治基本条例』）」の策定を提言するに至った経緯

①時代背景

平成12年4月1日地方分権一括法の施行



求められる自主・自立による自治体運営

②自治基本条例の必要性

市民（大学 企業 NPOを含む）・行政・議会の協働の必要性 市民参加の重要性 市民一人ひとりが考え自ら行動することが求められてきた

自己決定 発言と行動に対する自己責任 地域の課題は地域で解決 効率的で持続可能な行政経営

新しい公共の担い手の出現（⇒互いに補完しあう協働）



協働するためのルール作り（行政自治⇒市民自治）

③自治基本条例とは

市民の権利保障や制度保障といった自治実現の基本を定める

最高法規 →すべての条例がこれに適合するように制定・改正される

制定後は、時代の状況に応じて見直しが必要

（参考文例）

平成12年の地方分権改革以降、国と地方自治体との関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は大きくなりました。

これに伴い、「地域のことは地域で決める」自己決定・自己責任の重さも増え、各自治体は画一的で均等な運営から、地域の実情に合わせた独自性を持った自治体運営が求められるようになりました。

また、市民ニーズの多様化は、従来の公共サービスの担い手である行政だけでなく、NPOや市民活動団体による、専門的な新しい公共サービスの提供を求めています。

このような状況の中、市民・行政・議会の役割、自治体経営における市民等の参加や情報共有など、これからの自治の基本となることを定める必要性が生まれてきました。

この自治の基本原則を定める条例には、市民、行政、議会といった自治主体の権利や責務を定めるほか、行政運営上掲げるべき理念、それを担保する制度、情報公開条例や個人情報保護条例などへの委任規定を設ける必要があります。

そして、基本原則を定めるという性質から、数ある自治体の法規の中でも最高規範として位置づけ、この条例を頂点とした法体制を順次整えていかななくてはなりません。

さらに、この条例は制定することが目的なのではなく、この自治の基本原則をよりどころとしながら市民のみなさんが行政・議会と協力して住みよいまちづくりに積極的に参加していくことが期待されています。

それには、日々刻々と変わる社会情勢と照らし合わせて条例の見直しを定期的に行うことで、実際の市民参加を促しやすいような柔軟性をもたせることも必要となってくるでしょう。

2 市民検討組織が立ち上がる前までに重要とされること

①誰が策定するか？→公募による市民主体の検討組織

● 検討組織の対象→外国籍を含む高校生以上の在住・在学・在勤・在活動者

- ・自治を考えるとという内容から年齢は高校生以上が望ましい。
- ・市民のみならず、在勤・在学・在活動に絞って市外の人々の視点を取り入れる。
- ・ふじみ野市在住の外国籍の人は、日本人の配偶者等や日系人が多く、定住性が強い為、住民としてとらえて問題がないと思われる。
- ・最低必要人数は約30人。
- ・中学生以下のこどもの意見の取り入れ方→作文・絵のコンクール
ワークショップ 勉強会（将来を担う子供たちがまちづくりについて考える機会を持つことは大切であり定着しやすい。）

● 検討組織の作り方→定数制限なしの公募制とする。

- ・公募をすることで、まちづくりに意欲的な人が集まるはず。
- ・ふじみ野市のまちづくりに熱意のある人なら定数制限を設けることなくたくさん集まってもらいたい。唯一の条件は、徹底的に議論をして策定していくことに参加できること。

②市民検討組織の公募にあたり気をつけること→PRが重要

- ・完全公募は弊害があったり時間もかかることではあるが、理想型で

あり、市民を信頼して問題に向かっていく方法である。

- ・丁寧によらないと応募が集まらないので、PRやはたらきかけが重視される。
- ・事前に条例の必要性を周知することが大切。
- ・意識はあっても、自分たちでまちづくりをしようというところまでなかなかいかないことが多い。
- ・メンバーに偏りがでないよう、様々な分野にはたらきかけることが必要。
- ・場合によっては助言者になれる人などを推薦することも必要か。公募制はとりながらも、集まる人の分野や団体に偏りがでないように、かつ経験者や有識者が参加できるように働きかけは必要となってくる。

● PRの方法例

- ・ 市民向け
市報 懸垂幕 横断幕 市ホームページ 市広報板
フォーラム イベント（各種総会 おおい祭りや上福岡七夕まつりなど）や街頭でのチラシ配布 のぼり（常設およびチラシ配布時使用）など
- ・ 職員向け
全庁説明会 など

● PRの時期・方法

- 平成22年4月～6月（準備段階）・各団体の総会等でチラシ配布
- 7月～10月（募集期間）・啓発物資
（ウェットティッシュ クリアファイル）の配布
懸垂幕・横断幕・のぼり

● 気をつけたいこと

- ・（検討組織の募集までには）広報期間が短いため、より効果的な方法を考えていく。
- ・写真、イラスト、キャッチフレーズをたくさん使う。
- ・（職員へのPRについては）今後、市全体の分野に係わっていくことであるため、条例の必要性や位置づけなどを職員がしっかり把握しておくことが不可欠。

3 市民検討組織が立ち上がってから重要となってくること

①市民検討組織の構成について

● 市民検討組織内の部会構成（例）

全体会議・・・全員参加の意思決定機関

運営委員会・・・各部会からの代表で構成される組織の企画運営機関

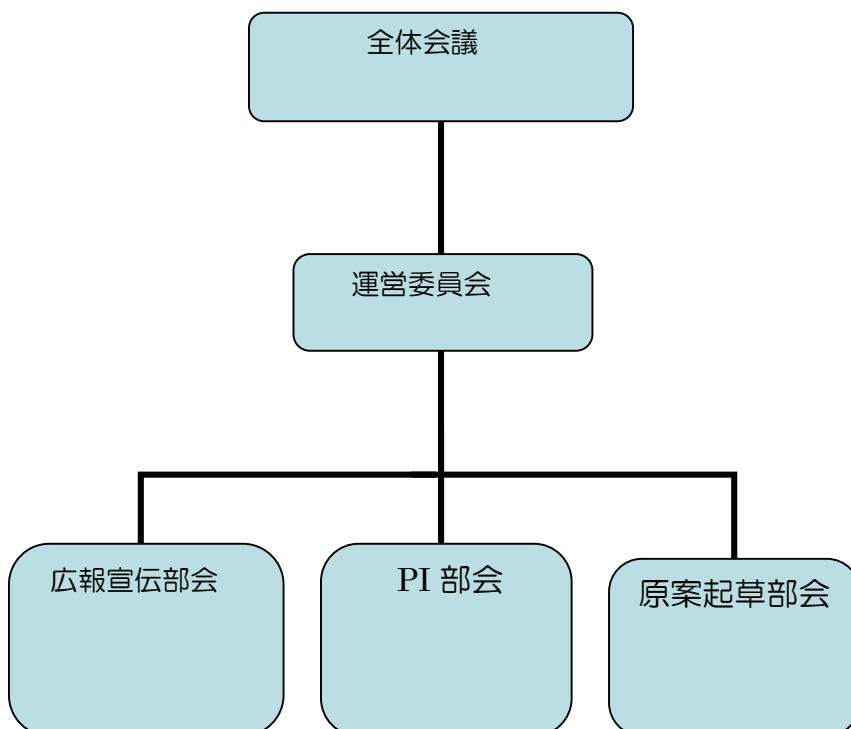
広報宣伝部会・・・条例策定に関する広報宣伝を担当

PI部会・・・対話集会やフォーラムなどを開催し市民の意見収集を担当

原案起草部会・・・集められた市民の意見のまとめと原案作成を担当

※ 部会の下にチームを作るなど、検討組織で柔軟に対応できる体制を決める。

組織のイメージ



- 専門的・客観的立場から原案の内容を講評できる組織の必要性（審議会など）

原案は、市民の意見を取り込みながら、市民によって構成された検討組織により策定されていく方法をとるため、その内容は市民の意見が十分反映されたものになることが想定されている。

しかし、市民全体の視点から見たときに、その内容に極端な偏りが無いか、また専門的観点から問題は無いのかという客観的な講評を仰ぐ余地を設けることも必要と考える。

労力をかけて市民が作った原案の趣旨を変えることの無いように配慮しつつ、本当の意味で市民目線での内容が盛り込まれているのかを確認するためにも、専門的・客観的立場から原案の内容を講評できる組織（審議会など）を関与させる余地が必要である。

②どのように策定していくか→市民の意見を広く取り込む方法（PI）で条例原案まで策定する。

※PIとは・・・計画の策定にあたり、広く市民に意見を聞き、計画に反映させる市民参加の方法。アイデアを集めるという段階から調整し、完成に至るまでの裾野の広い市民からの意見の集め方のこと。

・条例原案まで策定→市民の意識によって決めるべきではあるが、市民自治の基本を定めた条例であるので原案まで策定することを求めたい。

- PIで意見を聴取する対象例

学校（小・中・高・大・専）、公園愛護会、商工会、商店会、
市民活動団体やNPO（福祉〔障がい者・高齢者〕、社会教育〔社会・文化・スポーツ〕、男女共同参画、国際交流などの分野）、子育て世代、農業関係者、企業、環境、市職員、市議会議員、無作為抽出による市民

- PIの方法例

イベント（シンポジウム フォーラム）

メールマガジンで周知し意見を吸い上げる。

広報で募集して集まって話し合う。

こちらから出かけていって意見を聴取する。（出前講座 インタビュー

一)

街頭キャンペーン

無作為抽出による市民参加（川口市 飯能市で活用）タウンミーティングを利用する。

- ・市民の思いをたくさん出してもらおう。
- ・PIの目的をしっかりとて、集める意見の目標値を定める。意見交換会を運営するためのスキルを学ぶため、検討組織の委員も勉強が必要。

③市職員・議会との関わり方

- ・市職員にサポートしてもらおうという意識はない。
- ・市職員も市民も対等に話したい。
- ・専門知識をもった市職員と色々な分野で活躍し色々な意見や思いを持つ市民が一緒にかかわることによっていい意見が出てくる。
- ・市職員も協働についてはまだまだ不慣れ。勉強が必要
- ・市は、市民検討組織を支え関係組織との連絡調整をはかる事務局と、市民検討組織の立ち上がりから一体となって条例策定に参加する職員組織を設置する。
- ・職員組織については、公募と推薦を取り合わせて市職員を選出する。対象は、策定後の条例に関わりをもつと思われる階層の市職員から、市民検討組織：職員組織＝2：1となるような人数で選出することが望ましい。
- ・職員組織は、市職員という専門的な視点を忘れずに、市民検討組織と一体となって条例策定に参加するよう努める。
- ・市民を代表する議会に関する条例項目の定め方や、議会の条例策定への関わり方には様々な方法があるため、相互連絡や調整を図ったうえで最良の方法を採用していく。

④関係組織との関わり方【別紙】

⑤策定年間計画案【別紙】

⑥条例の名称について

当初 市民検討組織が立ち上がってから決定すればよい という議論があった。

↓

正確な名称がないと正確な意見を集めにくいのではないかという方向になった。

また旗印としての名称が決定しないとPR活動にも支障がでる との懸

念あり。



準備組織で条例の名称を決定する必要あり。

※「まちづくり」では都市計画と混同される。自治基本条例ではイメージがかたくなるので、サブタイトル、キャッチフレーズ、キャラクターを作って親しみやすさを持たせたらどうか。

⑦市民検討組織と市の関係について→「対等」

市民検討組織については、従来のように定められた要綱の中で運営されるより、市とパートナーシップ協定を結び、条例策定においては市と対等であることを確認した上で活動をするという形が望ましい。

※ パートナーシップ協定とは・・・条例策定における市民検討組織の役割、市の役割、さらに策定された条例原案の取り扱いについて定めたもの。



具体的には、市民検討組織が立ち上がってから協定の内容を調整しつつ策定していく。

⑧PRについて

● PRの方法例

・ 市民向け

市報 懸垂幕 横断幕 市ホームページ 市広報板

フォーラム

イベント（各種総会 おおい祭りや上福岡七夕まつりなど）や街頭でのチラシ配布 のぼり（常設およびチラシ配布時使用）など

・ 職員向け

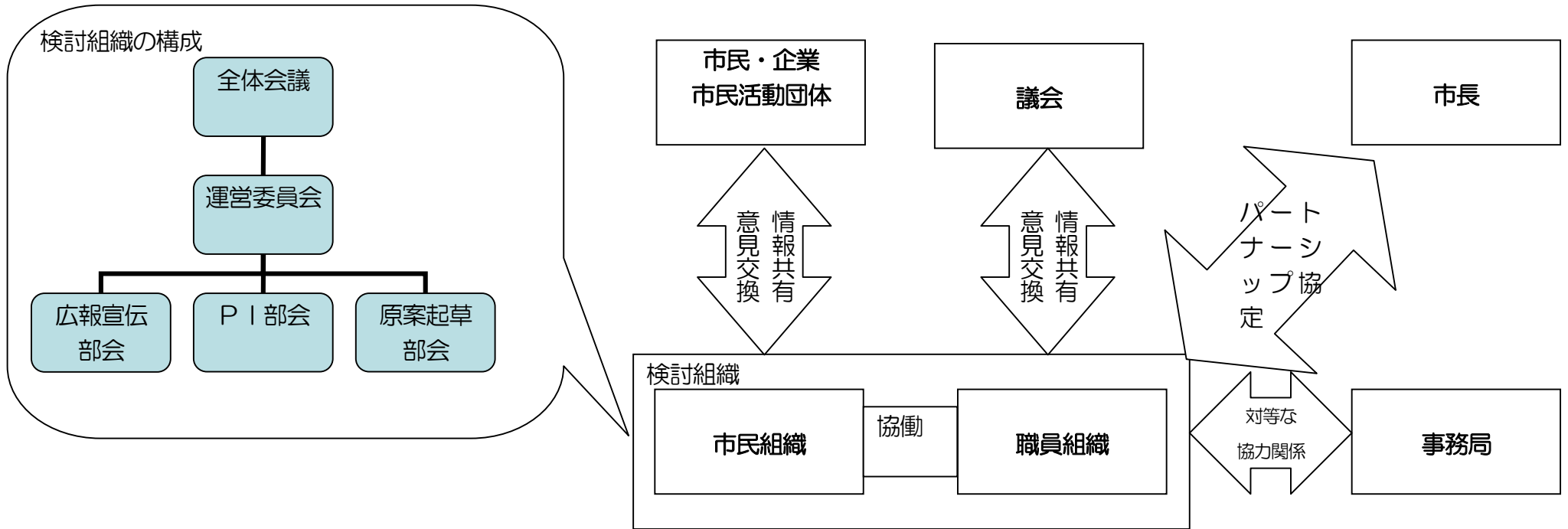
全庁説明会 など

●気をつけたいこと

- ・ 写真、イラスト、キャッチフレーズをたくさん使う。
- ・ キャラクターを公募する。（自分たちで考えることが大事。）
- ・ （職員への PR については）今後、市全体の分野に係わっていくことであるため、条例の必要性や位置づけなどを職員がしっかり把握しておくことが不可欠。
- ・ 市民検討組織の活動内容を常時発信していく。

【別紙】

④関係組織との関わり方



⑤策定年間計画案

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度
前期	後期	前期	後期	前期	後期	通年	
市民準備会提 言書提出	検討組織委員を公募	第1次パブリック・インボ ルブメント実施	第2次パブリック・インボ ルブメント実施	修正案提出・公 表	パブコメ実 施	条例の広報・周 知活動	施行
職員研究会報 告書提出	検討組織内での研修	中間報告書作成・公表	原案作成・公表	審議会での諮 問・答申	条例案作 成・公表		
	パブリック・インボルブメ ント準備	市議会との情報・意見交換 会	市議会との調整		3月議会に 上程		
	パートナーシップ協定の検 討・作成・締結	庁内イントラでの情報・意 見交換会	庁内イントラでの情報・意 見交換会				

これまでに話し合われた内容（まとめ）

テーマ	市民準備会（第4回まで）	調整	職員研究会（第5回まで）
市民にどこまで策定してもらおうか	提言にとどめる（第2回） ↓ 原案まで（第3回）	→ ←	原案まで（行政の関与や意思表示は必要）
市民参加の方法	ある程度有識者を確保したほか、市民を一般公募する。（第2回） ↓ 定数制限無しの公募（第3回） ・但し、「徹底的に議論する。」ことを条件に熱意のある人を募集する。 ・様々な分野の団体に働きかけをしておくことは必要。	→ ←	定数制限なしの公募とする。（応募への働きかけは必要）
市民参加の対象	市内在住者・在勤者・在活動者・在学者で高校生以上（外国籍含む） 中学生以下の子どもたちにも別途参加の道を設ける。 ・ワークショップなどの勉強会 ・夏休の宿題としてポスターや作文コンクールを実施する。	⇔	市内在住者・在勤者・在活動者・在学者で高校生以上（外国籍含む） 中学生以下の子どもたちにも別途参加の道を設ける。
市民参加の組織			
審議会	本来市民検討組織がしっかり機能すれば審議会等は必要ないと思われるが、チェック機能や調整機能という会議の性質を明確にするならば設置も可能。メンバーの選出は慎重にしたい。	⇔	チェック機能や調整機能として審議会は必要。市民検討組織から審議会に数名参加する。（市民目線の条例を）

テーマ	市民準備会（第4回まで）	調整	職員研究会（第5回まで）
部会	全体会議、運営委員会、PI部会、原案起草部会、広報宣伝部会、ニュース部会	⇔	全体会議、運営委員会、PI部会、原案起草部会、広報宣伝部会、ニュース部会（柔軟に対応できる体制を）
市民参加の要綱等	公募の段階では「市民検討組織と市は対等である。」ことを提示しておき、組織が立ちあがってからパートナーシップ協定の項目を決定しておく。	⇔	パートナーシップ協定を締結する必要がある。
PRについて			
市民向け	右に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・公募がポイントなので事前PRは特に力を入れる必要あり。 ・市民に市の姿勢や意気込みを見せることが大切。 ・広報宣伝部会だけが先行して活動をするくらいでよい。 ・子どもからキャラクターを募集する。 	⇔	市報、市HP、広報板、懸垂幕、フォーラム、シンポジウム、イベントや街頭でのチラシ配布、のぼり旗、キャラクター（白黒で地味なゆるキャラ「じみー君」など）
職員向け	右に同じ	⇔	全庁説明会
市報原稿案	イラストや写真（特に実際活動しているところのもの）は効果を高める。同じイラストを連続して使用し、シリーズ化するのもよい。	⇔	「PI」という言葉だけが先行しないように、分かりやすい説明を心がけたい。
PIについて			
対象	右に同じ	⇔	市民活動団体やNPO（福祉、社会教育、男女共同参画、環境、国際交流等の分野）、学校、公園愛護会、商工会、商店街、農業関係者、子育て世代、企業、市職員、市議会議員、無作為抽出による市民

テーマ	市民準備会（第4回まで）	調整	職員研究会（第5回まで）
方法	<p>右に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報にアンケートを折り込み返信してもらう。 ・会議に出てこられない人の意見も聞けるような方法を。 ・多様性をもって、市民が主体的に関われる方法を。 	⇔	<p>イベント（フォーラム、シンポジウム）、こちらから出かけていく方法（インタビュー、出前講座など）、無作為抽出により集めた市民から意見を吸い上げる。タウンミーティングを利用する。メールマガジンで周知し、意見を吸い上げる。ニュースを作成し、街頭キャンペーンやイベントで配布する。（絵を盛りこんで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIの目的をしっかりとて、集める意見の目標値を定める。意見交換会を運営するスキルを学ぶため、委員向けの勉強会も必要。
条例の名称について	<p>「まちづくり」ではハード面と勘違いされやすい。「自治基本条例」の方が望ましい。</p> <p>正しい名称が決まらないと、正しい意見の聴取ができない。</p> <p>↓</p> <p>条例名を決定したい。</p>	→ ←	<p>「まちづくり」ではハード面と勘違いされやすい。</p> <p>サブタイトルやキャッチフレーズをつけたらどうか。</p> <p>PRの段階で、法律の種類をあらわす「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」という両方の名称を使用していく中で、市民が混乱しないように注釈をつけるなどの工夫が必要。</p> <p>条例名の決定は議決事項である。</p> <p>PRの段階での統一した仮称を決めるとするならば、「自治基本条例」が妥当か。</p> <p>最終的にまた別の条例の名称が決定した場合は、変更した経緯が分かるようにするべき。</p>

テーマ	市民準備会（第4回まで）	調整	職員研究会（第5回まで）
市職員・市議会の関わり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員にサポートしてもらうつもりはない。 ・人と人との関係で参加してもらいたい。 ・市職員も会議と一緒に入って議論をしてもらいたい。 ・専門的な知識をもった職員と、色々な分野の市民が関わることでいい意見が出てくると思う。 	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・市民検討組織の立ち上げから一体となって参加する職員組織を立ち上げる。 ・公募と推薦をとりまぜて選出し、人数比は市民：職員＝2：1が望ましい。 ・選出対象は、策定後の条例に関わり持つような階層から ・行政の視点も忘れずに、市民検討組織と一体となって参加するように努める。 ・市議会に関する条例項目の定め方や市議会の条例策定の関わり方には様々な方法があるので、相互連絡や調整を図る必要あり。